適正な申請・届出の確保に向けた取組について（Q&A）

## 1　被保険者記録照会回答票について

| 質問 | 回答 |
|---|---|
| ○書類の省略や事務負担軽減が推進されているなかでなぜこのような取組を実施するのか。 | 本市において、実務経験証明書を偽造し不正に指定等を受け、訓練等給付費を不正に受給したことから、指定取消の処分を受ける事案が発生しました。<br>今回の事態を重く受け止め、不正の再発防止と制度の信頼性を維持するため、本取組を実施することといたしました。何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。 |
| ○被保険者記録照会回答票の取得方法は。 | 「ねんきんネット」で年金記録の確認が可能です。<br>詳しくは日本年金機構ホームページ又は政府広報オンラインをご確認ください。<br><br>○日本年金機構ホームページ<br>https://www.nenkin.go.jp/denshibenri kojin/n net/utilization/questionnaire.html<br>○政府広報オンライン<br>https://www.gov-online.go.jp/article/201105/entry-7812.html |
| ○短時間のアルバイト等で厚生年金に加入していない場合、どうすればよいか。 | 個別に検討いたしますので、詳細について質問票にてお問い合わせください。<br><br>○質問票<br>https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/situmonhyo |
| ○過去の年金の加入歴など全て提出する必要があるか。 | 本取組は実務経験証明書の内容を担保するためのものですので、証明に必要のない部分は、黒塗りなどしていただいて差し支えありません。 |
| ○被保険者記録照会回答票が必要となるのはどういったときか。 | 被保険者記録照会回答票は実務経験証明書とセットで提出して下さい。<br>①管理者（実務経験要件がある場合に限る）、サービス提供責任者（実務経験要件がある場合に限る）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員の変更時<br>②新規指定申請時（管理者等の、児童指導員などの実務経験要件がある職種も同様） |
| ○被保険者記録照会回答票は直近に取得したものでなければいけないか。 | 実務経験証明書の内容を担保するために提出を求めるものであることから、取得した時期は問いません。<br>なお、現在の事業所に雇用されている証明として雇用保険被保険者等の書類を求める場合があります |

## 2　変更届・体制届について

| 質問 | 回答 |
| --- | --- |
| ○運営規程（その他）の変更に関しては随時の届出は不要になったが、令和8年4月の変更届はどのような場合に提出すれば良いか。 | 令和8年4月は最新の運営規程と比較して、変更がある場合（又は変更した）場合に変更届を提出して下さい。<br>令和9年4月以降は前年度4月と比較して変更があった場合のみ届出を行ってください。<br><br>なお、運営規程（その他）以外の変更届及び加算の届出は、これまで通り随時提出となります。必要書類は届出内容ごとの提出期限は変更届提出に係るチェック表にてご確認ください。 |
| ○年度当初の体制届提出に向けて準備しておくことはあるか。 | 提出書類については現在検討中ですが、加算や基本報酬区分のほかに、人員基準や運営基準を遵守し、適正に事業を運営しているか確認する予定です。<br>現時点で確認すべき事項や提出する書類については検討中につきお答えすることは出来ませんので、お問い合わせはお控えください。 |

## 3 標準様式の使用について

| 質問 | 回答 |
| --- | --- |
| ○これまで使用していた様式をそのまま使用しつづけても問題ないか。 | 原則、札幌市ホームページ掲載している最新の様式を使用して下さい。<br>※勤務形態一覧表を独自で作成している場合はそのまま提出していただいて構いませんが、指定要件を満たしていることを確認できるよう作成してください。（指定要件を満たしていることが確認できない、必要事項が不足している場合等、最新の様式で提出するよう指示する場合がありますので原則最新の様式を使用してください。 |

## 4 管理者等の資格要件について

| 質問 | 回答 |
| --- | --- |
| ○サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の資格要件を確認したい | ①及び②を満たしていることが要件です。<br><br>①実務経験要件を満たしていること。（3年～8年（分野・資格による）の経験が必要。）<br>①相談支援業務：5年以上<br>②直接支援業務（無資格者）：8年以上<br>③直接支援業務（社会福祉主事等の有資格者：）：5年以上<br>④介護福祉士等の国家資格者：<br>【サビ管】①～③に3年以上かつ④の期間が3年以上<br>【児発管】①～③に3年以上かつ④の期間が5年以上<br><br>※児童発達支援管理責任者は児童又は障がい者に対する支援業務に3年以上の経験が必要です。<br><br>②必要な研修をすべて受講していること。<br>基礎研修＋相談支援従事者研修　→原則2年のOJT　→実践研修<br>※実践研修受講後は5年度ごとに更新研修の受講が必要 |

| | |
|---|---|
| | ※平成30年度までに旧サビ管研修を受講した者→ 令和5年度末までに更新研修の受講が必要。<br>※令和3年度までに基礎研修修了者となった者 →3年以内に実践研修の受講が必要。<br><br>【OJT短縮の要件】<br><br>1.基礎研修受講時点で 実務経験要件を満たしていること。<br>2.基礎研修修了後、サビ管又は児発管配置事業所で個別支援計画原案作成の一連の業務に携わること。<br>3. 2の業務開始について、指定権者に届け出を行うこと。(届出必須)<br><br>**※OJT短縮要件を満たさず実践研修を受講した場合、実践研修は無効となります。** |